

大学共同利用機関法人自然科学研究機構懲戒審査委員会規則

平成17年 1月13日

自機規則第7号

最終改正 令和 7年 6月26日

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員懲戒規程（平成16年自機規程第40号）第4条第4項に規定する懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営については、この規則の定めるところによる。

(任務)

第2条 委員会は、機構長の附議に基づき、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 懲戒処分の要否
- 二 懲戒処分の量定
- 三 その他懲戒処分の審査に関し、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、機構長が指名する次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 理事 3人以内
- 二 副機構長 2人以内
- 三 機構長が必要と認める者

2 機構長は、前項の規定に定める委員に、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員懲戒規程（平成16年自機規程第40号）第4条第1項に基づき審査申立てを行った機関の長等を指名することはできない。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、人事労務を担当する理事又は副機構長とする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(陳述の機会の付与)

第5条の2 委員会は、懲戒に該当する事実についての審査を行うに当たって、審査説明書（別紙様式第1号）を作成し、審査を受ける者に交付し、懲戒に該当する事実について陳述の機会を与えなければならない。ただし、当該事実関係が客観的に明らかであり、

社会的な影響等が大きい事案については、その限りでない。

- 2 審査を受ける者は、陳述の希望の有無について、審査説明書受領日の翌日から起算して7日以内に、陳述回答書（別紙様式第2号）により、委員会に回答しなければならない。
- 3 前項において、審査を受ける者が、書面による陳述を希望する場合は、審査説明書受領日の翌日から起算して14日以内に、陳述に関する書面（様式自由）を委員会に提出しなければならない。
- 4 委員会は、審査を受ける者が、口頭による陳述を希望した場合は、日時及び場所等を当該陳述の日の5日前までに、文書により通知するものとする。
- 5 正当な理由なく、指定された期日までに書面を提出しなかったとき、又は指定された日時に出頭しなかったときは、陳述の機会を放棄したものとみなす。
- 6 前各項に規定するもののほか、陳述に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（委員以外の者の出席）

第6条 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（弁明の機会の付与）

第6条の2 委員会は、審査決定書（別紙様式第3号）を作成し、審査を受ける者に交付し、弁明の機会を与えなければならない。

- 2 審査を受ける者は、弁明の希望の有無について、審査決定書受領日の翌日から起算して7日以内に、弁明回答書（別紙様式第4号）により、委員会に回答しなければならない。
- 3 前項において、審査を受ける者が、書面による弁明を希望する場合は、審査決定書受領日の翌日から起算して14日以内に、弁明に関する書面（様式自由）を委員会に提出しなければならない。
- 4 委員会は、審査を受ける者が、口頭による弁明を希望した場合は、日時及び場所等を当該弁明の日の5日前までに、文書により通知するものとする。
- 5 正当な理由なく、指定された期日までに書面を提出しなかったとき、又は指定された日時に出頭しなかったときは、弁明の機会を放棄したものとみなす。
- 6 前各項に規定するもののほか、弁明に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、事務局人事労務課において処理する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月13日から施行する。

附 則（令和4年9月15日改正）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和7年6月26日改正）

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

別紙様式第1号（第5条の2第1項関係）

自機人第 号
年 月 日

審 査 説 明 書

審査を受ける者	
(所属機関等)	(氏 名)
(職 名)	
審査の理由	
(懲戒に該当する事実)	
(懲戒に該当する根拠規定)	
陳述の機会の付与	
陳述の希望の有無について、裏面を参照のうえ、この審査説明書受領日の翌日から起算して7日以内に、陳述回答書（別紙様式第2号）により、本委員会に回答ください。	
(交付日) 年 月 日 自然科学研究機構懲戒審査委員会	

(裏面)

(陳述の機会の付与)

審査を受ける者は、陳述の希望の有無について、この審査説明書受領日の翌日から起算して7日以内に、陳述回答書（別紙様式第2号）により、本委員会に回答ください。

なお、7日以内に陳述回答書により回答がなかったときは、陳述の希望がないものとして取り扱うこととします。

また、陳述を希望するときは、書面による陳述を希望する場合は、この審査説明書受領日の翌日から起算して14日以内に、陳述に関する書面（様式自由）を委員会に提出すること、口頭による陳述を希望した場合は、日時及び場所等を当該陳述の日の5日前までに文書により通知します。

ただし、正当な理由なく、指定された日時に出頭せず、又は指定された期日までに書面を提出しなかったときは、陳述の機会を放棄したものとみなします。

別紙様式第2号（第5条の2第2項関係）

陳 述 回 答 書

自然科学研究機構懲戒審査委員会 御中

大学共同利用機関法人自然科学研究機構懲戒審査委員会規則（平成17年自機規則第7号）第5条の2第1項に基づき、 年 月 日付け自機人第 号により交付のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 陳述の希望の有無 ☐ 有 ☐ 無

2. 陳述の機会を希望する場合

☐ 書面による陳述を希望

☐ 口頭による陳述を希望

（回答日） 年 月 日

（審査を受ける者氏名） _____ 印

（自署の場合は押印不要）

別紙様式第3号（第6条の2第1項関係）

自機人第 号
年 月 日

審 査 決 定 書

処分を受ける者	
(所属機関等)	(氏 名)
(職 名)	
処分の内容	
(懲戒に該当する事実)	
(処分の内容)	
(懲戒に該当する根拠規定)	
弁明の機会の付与	
弁明の希望の有無について、裏面を参照のうえ、この審査決定書受領日の翌日から起算して7日以内に、弁明回答書（別紙様式第4号）により、本委員会に回答ください。	
(交付日) 年 月 日 自然科学研究機構懲戒審査委員会	

(裏面)

(弁明の機会の付与)

審査を受ける者は、弁明の希望の有無について、この審査決定書受領日の翌日から起算して7日以内に、弁明回答書（別紙様式第4号）により、本委員会に回答ください。

なお、7日以内に弁明回答書により回答がなかったときは、弁明の希望がないものとして取り扱うこととします。

また、弁明を希望するときは、書面による弁明を希望する場合は、この審査決定書受領日の翌日から起算して14日以内に、弁明に関する書面（様式自由）を委員会に提出すること、口頭による弁明を希望した場合は、日時及び場所等を当該弁明の日の5日前までに文書により通知します。

ただし、正当な理由なく、指定された日時に出頭せず、又は指定された期日までに書面を提出しなかったときは、弁明の機会を放棄したものとみなします。

別紙様式第4号（第6条の2第2項関係）

弁 明 回 答 書

自然科学研究機構懲戒審査委員会 御中

大学共同利用機関法人自然科学研究機構懲戒審査委員会規則（平成17年自機規則第7号）第6条の2第1項に基づき、 年 月 日付け自機人第 号により交付のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 弁明の希望の有無 ☐ 有 ☐ 無

2. 弁明の機会を希望する場合

☐ 書面による弁明を希望

☐ 口頭による弁明を希望

（回答日） 年 月 日

（審査を受ける者氏名） _____ 印

（自署の場合は押印不要）